

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	那須烏山市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/7,31688,83,359,html

執行機関名 那須烏山市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年那須烏山市条例第41号)別表第1第3の項 軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	那須烏山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施規程(平成26年那須烏山市規程第1号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	第一条 この規程は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入、耐用年数を経過した後の更新又は修理に要する経費(以下「購入費等」という。)の一部を助成することにより、当該難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		那須烏山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施規程(平成26年那須烏山市規程第1号)